

議第67号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

平成20年 5月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

相 手 方	
事 件 の 種 類	市営住宅の明渡し及び損害賠償金の支払の請求
事 件 の 内 容	<p>相手方は、権原がないにもかかわらず、京都市山科区勸修寺堂田13番地の1西野山市営住宅を不法に占有している。</p> <p>このため、本市は、相手方に対し、当該市営住宅の明渡しを請求したが、相手方は、これに応じようとしない。</p> <p>そこで、相手方に対し、当該市営住宅の明渡し及び不法占有による損害賠償金の支払を求める訴えを提起しようとするものである。</p>

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。